

## 「安心・活力・発展プラン2015」推進委員会 設置要綱

### (設 置)

第1条 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」(以下「長期総合計画」という。)の各政策・施策を推進するため、「安心・活力・発展プラン2015」推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「安心・活力・発展プラン2015」の進捗状況について報告を受け、必要な事項を審議し、助言等を行う。
- (2) まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略について審議し、必要な助言等を行う。
- (3) その他県の政策・施策に係る重要事項について審議し、必要な助言等を行う。

### (構 成)

第3条 推進委員会は、各種グループのリーダー、企業関係者、個人事業者、各種団体関係者、学識経験者等の中から、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

### (役 員)

第4条 推進委員会に、次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 推進委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。

### (庶 務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画振興部政策企画課において処理する。

### (雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

1. この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

2. 第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年12月22日に委嘱された委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

### 附 則

1. この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

2. 第3条第3項の規定にかかわらず、令和2年7月28日に委嘱された委員の任期は、令和4年3月31日までとする。